

宮崎労発基 0826 第5号
令和元年 8月 26日

貨物自動車運送事業者 各位

宮崎労働局長



「令和元年度 貨物自動車運送事業 過労運転等撲滅運動」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業については、全国的にも長時間労働に起因する重大な交通労働災害、過重労働により過労死等に係る労災請求事案が後を絶たない状況にあり、平成30年の宮崎県内における全産業の平均年間総実労働時間は、1,772時間（全国は1,706時間）であるのに対し、運輸業・郵便業は2,174時間（同業種の全国は2,023時間）と全産業の総実労働時間を大幅に上回っています。

また、県内における道路貨物運送業の労働災害（休業4日以上）の発生状況をみてみますと、平成29年が114件（同1,298件）、平成30年が133件（同1,334件）と全産業の約1割を占める状況が続いています。

このような状況に鑑み、本年も過労運転による労働災害防止等に対する事業者等の積極的な取組を促進するため、秋の全国交通安全運動期間を中心とした令和元年9月21日（土）から10月20日（日）の1か月間に、『みんなで取り組もう 安全運行を支える環境づくり』をスローガンとして、九州運輸局宮崎運輸支局、宮崎県警察本部、一般社団法人宮崎県トラック協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部及び宮崎労働局が連携して、「貨物自動車運送事業過労運転等撲滅運動」に取り組むこととしました。

貴事業場におかれましても、本運動の趣旨をご理解いただき、過労運転等の防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本運動に係るポスターを送付しますので、事務所等で掲示していただくなど、本運動の推進にご活用いただきますようお願いいたします。